

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる安全・安心の北区を

(一) 災害対策について

ア 局所的集中豪雨でのタイムラインについて

【要旨】九州北部豪雨や東北など各地で、線状降水帯により局地的大雨による甚大な被害が出ている。北区においても、局地的集中豪雨についても、短い時間の中で取るべき対応行動の優先順位を整理しておくタイムラインの策定が必要ではないか。

坂口勝也

公明

個人

六

一(一)ア

はじめに、さらなる安全・安心の北区をについて、
順次、お答えします。

まず、災害対策のうち、

局所的集中豪雨でのタイムラインについてです。

北区が運用している荒川下流タイムラインは、

台風に対する関係機関の事前の防災行動を、
時系列に沿って整理したものです。

国では、水害対応タイムラインについて

都道府県に対し、

河川管理者と区市町村が連携して、

中小河川においても作成を推進するよう

通知をしています。

しかしながら、都市化が進んだ市街地では、

雨水がそのまま下水道などから河川に流れ込み、

一気に増水することから、

(後頁へ続く)

坂口勝也

公明

個人

六

(前頁から続く)

中小河川でのタイムラインの運用は

難しいとの意見があがっています。

このため、局所的集中豪雨への対応については、

荒川下流タイムラインの考え方を取り入れつつ、

区民の身体・財産を守るための

防災行動を適切に行ってまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる安全・安心の北区を

(一) 災害対策について

イ 出水期における区民への周知について

【要旨】九州北部豪雨や東北など各地で、線状降水帯により局地的大雨による甚大な被害が出ている。

坂口勝也	公明	個人	六
------	----	----	---

一(一)イ

次に、出水期における区民への周知についてです。

区では、都市型水害に備えるための

啓発用チラシを作成するとともに、

北区ホームページや洪水ハザードマップのほか

防災気象情報メール、

北区防災タウンページアプリなどで、

区民の皆さまへ情報発信を行っています。

今後とも機会をとらえ、

北区ニュース等で、出水期における

防災及び減災に役立つ情報提供を行ってまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる安全・安心の北区を

(一) 災害対策について

ウ 避難行動要支援者に戸別受信機の配布

又は購入を推進すべき

【要旨】九州北部豪雨や東北など各地で、線状降水帯により局地的大雨による甚大な被害が出ている。避難行動要支援者等に、防災行政無線の戸別受信機の配布または購入を推進すべきではないか。

坂口勝也

公明

個人

六

一(一)ウ

次に、避難行動要支援者に戸別受信機の配布又は購入を推進すべきについてです。

地震、水害等の災害発生時、

及び災害発生の恐れがある場合、

区民の皆さまや、区内に滞在している方々に対し、避難勧告及び災害情報の提供を行うため、

区内、百九か所に防災行政無線を配備しています。

また、防災行政無線からの放送内容を再生して聞くことができる

自動電話音声サービスを運用しています。

さらに、パソコンや携帯電話等で受信できる、防災気象情報メールや

北区防災タウンページアプリなども配信しています。

戸別受信機の配布等につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 ささらなる安全・安心の北区を

(一) 災害対策について

工、段階的耐震改修助成制度等の導入について

【要旨】

北区における震災対策としての耐震改修については、分譲マンション耐震改修支援や緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に取り組んでいる。一方、大田区等では建物一階のピロティ部分のように、倒壊の危険度が高く、かつ区分所有者間の合意形成のしやすい箇所
の改修工事を先行して行う場合にも助成金を利用でき
る、段階的改修工事制度を実施している。また渋谷区
では木造耐震改修については改修後の構造評点を一階
だけを一・〇以上にする工事の簡易改修助成を実施し
ており、区においても導入すべきと考えるが、あわせ
て区の見解を伺う。

坂口 勝也

公 明

個 人

六

一 (一) エ

次に、段階的耐震改修助成制度等の導入にかんするご質問にお答えします。

分譲マンションなどの耐震改修工事には、費用面や区分所有者間の合意形成など、多くの課題があり、これらを解決するには長い時間を要するものと認識しております。

ご提案の助成制度は、一定の期間内において区分所有者間の合意形成を図り、計画的に耐震基準を満たす改修工事を行い、最終的に建物全体の耐震化が図られるなど、分譲マンションなどが抱える課題解決の一つとして、有意義な取り組みであると考えております。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

個 人

六

(前頁から続く)

区といたしましては、段階的耐震改修助成制度の導入にかんし、先行自治体での実績や課題などの情報収集を行い、検討してまいります。

また、木造住宅の簡易耐震改修につきましては、大地震時における被害想定を踏まえますと、十分な補強効果が期待出来ないと考えており、引き続き、建物全体で、建築基準法の最低基準である構造耐震指標一・〇を満たす工事を対象に助成してまいります。今後とも、地震に強い安心・安全なまちづくりの実現に向け、木造住宅の耐震化の促進に積極的に取り組んでまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる安全・安心の北区を

(二) ドローン活用について

【要旨】近年、ラジコンヘリコプターが急速に普及する一方、高度な制御システムが発達することで、複雑な運用がある程度可能になった。このため、特定の目的に沿って自治体の現場で活用されている。新宿区では昨年、団体と連携し、情報収集や滞留者誘導を目的に実証実験がはじまった。相模原市では、警備会社と協定を結び、災害時に空撮映像で状況を把握し迅速な人命救助に活用。ほかには、河川の管理や監視、橋梁点検に活用する自治体も増えている。北区においても、ドローンの活用を積極的に検討すべきではないか。

坂口勝也

公明

個人

六

一 (二)

次に、ドローン活用についてです。

ドローンの飛行については、

航空法に基づき、特別区など、

総務省が定める人口集中地区の場合、

原則、国土交通大臣の許可が必要です。

このようななか、近年、災害が発生した際に、

状況把握のための情報収集や搜索活動を行う目的で、

ドローンを役立てようとする自治体が

全国にあることは承知しています。

各自治体では、

団体や企業が有するノウハウを活用するため

協定を締結しています。

北区としては、まず、ノウハウを有する団体を含め、

先進事例の情報収集に努めてまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる安全・安心の北区を

(三) 特殊詐欺について

ア 北区における特殊詐欺の現状と特徴について

イ 特殊詐欺の啓発活動と周知について

【要旨】

報道によると都内各地において多額の特殊詐欺被害が発生していると承知しているが、北区における特殊詐欺の現状と特徴について伺いたい。

また、北区では、特殊詐欺対策として自動通話録音機の配布や安全・安心パトロール等で周知しているが、更なる対策として北区ニュースでの注意喚起や年金支給日による啓発活動、防災行政無線による周知徹底などを実施すべきと考えるが、北区の見解を伺いたい。

坂口勝也

公明

個人

六

一 (三) アイ

次に、特殊詐欺についてお答えします。

全国的に特殊詐欺の被害は、増加傾向にあり、その手口は複雑・多様化しています。

今年の北区内における状況は、七月末現在、前年比、三十件増の五十八件、被害額は、約一千百万円増の約八千六百万円となっています。

また、従来の現金手渡し型に加えてキャッシュカードの手渡しや電子マネーの被害が増加するなど、更に巧妙化している傾向にあります。

北区では、防犯出前講座やパトロール活動、区民情報メールの発信など様々な啓発活動を行っています。

また今年度は、自動通話録音機や

【次頁に続く】

坂口勝也

公明

個人

六

【前頁から続く】

注意喚起シールの配布などを行います。

今後も、引き続き、警察等の関係機関と

連携しながら、北区ニュースなどを含め、

より効果的な周知、啓発活動を

推進していきます。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 さらなる安全・安心の北区を

(四) 自転車事故について

- ア 区内における近年の自転車事故の状況と分析
- イ 警察に届けられない自転車事故について区の考え
- ウ 自転車賠償保険の義務化に向けた条例策定
- エ 自転車ヘルメット購入助成の実施

【要旨】

都内の自転車事故は、警視庁の発表によると、平成二十九年六月末で五千五百六十二件と、横ばいであるが、自転車関与事故の割合を示す「自転車関与率」は、全国に対して、都内は、約三十二パーセントと高い割合を示している。そこで区の考えを伺う。

坂口勝也

公 明

個 人

六

一 (四) ア・イ・ウ・エ

次に、自転車事故についてお答えします。

区内の自転車事故数は、平成二十九年六月末で、八十六件であり、昨年の同時期とほぼ同じ状況です。

自転車起因する事故では、

当事者間での和解も多く、警察に届けがない場合も少なくないと認識しております。

また、自転車による人身事故以外にも

当て逃げや、ひき逃げ事故等が、発生している現状を踏まえると、

自転車賠償保険の加入は、大変重要と考えております。

そのため、区としましては、各警察署や、

交通安全協議会などと連携し、

地域や学校等で実施する各種の交通安全教育を通じて、

自転車の交通ルールの周知を徹底するなど、

自転車走行の安全利用に向けた

(次頁へ続く)

坂口勝也

公明

個人

六

(前頁から続く)

交通安全対策を強化するとともに、

自転車賠償保険加入の

普及・啓発活動を、より積極的に行ってまいります。

ご提案がありました

自転車賠償保険の義務化に向けた条例策定や、

高齢者や小学生を対象にした

ヘルメット購入の助成につきましては、

他自治体の事例などを参考に、

今後の検討課題とさせていただきます。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一さらなる安全・安心の北区を

(五) 空き家対策について

【要旨】

空き家対策問題解決の最大の障害は、所有者の特定と言われている。その所有者を特定できない最大の理由として早すぎる住民票の除票の廃棄があるとの専門家の指摘もある。二十七年の骨太方針にも「所有者情報の収集・整備・活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取り組みを進める。」とあり今後議論されると考えるが、現在五年で廃棄される住民票の除票の廃棄作業の凍結・現存記録の保存をすべきと考えるが、区の考えを示せ。

坂口 勝也

公 明

個 人

六

一 (五)

次に、空き家対策を進めるために、

建物所有者の特定に資すると専門家が指摘する

「住民票の除票（じよひょう）」について、

廃棄作業の凍結・現存記録の保存を行うべきとの

ご質問にお答えします。

「住民票の除票」の保存期間は、

住民基本台帳法施行令の

「消除した日から五年間保存するものとする。」との

規定に従って定めています。

今後、関係法令の整備が行われた際には、

適切に対応してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

一 ささらなる安全・安心の北区を

(六) 歩道橋のバリアフリー化

【要旨】

王子溝田橋交差点は片側のみが横断歩道で、近隣の高齢者や車いす、ベビーカー利用の方から多くの設置要望がある。

また尾長橋交差点についても永年近隣要望をいただいている。

これから高齢化が進み、バリアフリー化を目指す北区に於いても、エレベーター設置等東京都に対し「歩道橋のバリアフリー化」を提案していくべきと考えるが区の見解を伺う。

坂口 勝也	公 明	個 人	六
-------	-----	-----	---

一 (六)

次に、歩道橋のバリアフリー化について
お答えします。

区ではこれまで、
交差点での事故防止、
道路横断時のバリアフリー化へ対応するため、
東京都や警視庁に
横断歩道の設置などを働きかけ、
交差点の交通安全対策や
バリアフリー化を推進してまいりました。
尾長橋交差点及び溝田橋交差点につきましても、
横断歩道の設置を働きかけ、
一部実現をしておりますが、
エレベーターの設置にかんしては、
難しい状況にあると
東京都からは聞いております。

(後頁へ続く)

坂口 勝也	公 明	個 人	六
-------	-----	-----	---

(前頁から続く)

区といたしましては、

高齢者や障害者、妊産婦など、

誰もが自立して移動や生活ができる

環境づくりをめざして、

引き続き、

東京都や警視庁に対し、

交差点の交通安全対策、バリアフリー化対策等

課題解決に向けた対応を求めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 北区の将来に向けて

(一) 将来人口構成と対策

ア 単身世帯の増加についての予測と影響について
 イ これまでの家族を単位とした

行政サービスの検討について

【要旨】

国の研究機関によると二千三十五年には、独身者率は、四十八パーセントに達し、約二十年後には約半分が独身になり、単身世帯も増加し、二千三十五年には、四割弱になると予測されている。さらに東京都の資料では都内の単身世帯比率は更に高く、二千三十年に、四十七・二パーセントになり、二千三十五年には、五十・二パーセントを越え、特に六十五歳以上の単身世帯が増加すると予測されている。北区では、単身世帯の増加についてどう予測し、影響をどう見ているか。また、これまでの家族を単位とした行政サービスについて検討が必要と考えるが、いかがか。

坂口 勝也

公明

個人

六

二(一)ア・イ

次に北区の将来に向けてのご質問に
順次お答えします。

はじめに、将来人口構成と対策についてです。

まず、単身世帯の増加についての予測と

影響についてです。

区では、現在、家族類型についての推計を

行っておりませんが、

「東京都世帯数の予測」のデータから算出しますと、

北区の一般世帯における単身世帯数の割合は、

二千十年の四十九・四パーセントから

二千三十五年には、五十・九パーセントと

増加傾向にあります。

また、高齢世帯の割合も二千十年の

三十一・一パーセントから二千三十五年には

三十九・六パーセントに増加するとされており、

【後頁へ続く】

坂口 勝也	公明	個人	六
-------	----	----	---

単身世帯についても高齢世帯が増加すると推測されます。

【前頁から続く】

こうしたことから、北区においては

一人暮らしの高齢者が現状よりも増加すると見込まれ、今後とも「長生きするなら北区が一番」の実現に向け、高齢者あんしんセンターを核とした

地域見守り支えあい事業や

元気な高齢者がいきいきと活躍できる環境整備、

さらには、協働の精神を踏まえた

「地域のきずなづくり」など

総合的な施策の推進が、一層求められると考えます。

次に、これまでの家族を単位とした

行政サービスの検討についてです。

社会保障制度の一部において、

家族単位の考え方があるものの、

【後頁へ続く】

坂口 勝也	公明	個人	六
-------	----	----	---

【前頁から続く】

区においては個人を単位として

多くの給付や見守りなどの

福祉サービスを構築してきました。

今後、世帯人員の減少や

単身世帯のさらなる増加に伴い

区民ニーズの変化も見込まれることから

効果的・効率的な行政サービスが提供できるよう

新たな施策の構築や

事務事業の見直しに努めてまいります。

坂口 勝也

公 明

個 人

六

(質問の事項及び要旨)

二 北区の将来に向けて

(一) 北区の将来人口構成と対策

ウ 結婚支援事業のさらなる取り組みについて

【要旨】

単身世帯の増加予測の原因は、未婚化によると言われている。結婚するかどうかは、個人の価値の問題であり、ライフスタイルの多様化は歓迎すべきものとは考える。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の調査では、結婚適齢期の九割が結婚したいと考えているという、調査結果も出ている。区としても、結婚支援事業のさらなる取り組みを行うべきではないか。

坂口 勝也

公 明

個 人

六

二(一)ウ

次に、結婚支援事業のさらなる取り組みのご質問にお答えします。

ご指摘のように、単身世帯の増加原因の大きな要因の一つが、未婚化によるものであると考えています。

そのため、結婚の支援につきましては、その解決のための有効な方策の一つと考えています。

また、結婚を支援するには、ワーク・ライフ・バランスの推進、雇用対策、産業振興などについて、関連部署が連携し、結婚しやすい環境づくりに取り組んでいくことが重要であると考えています。

なお、結婚支援事業を推進するには、民間事業者との関係など慎重に検討する必要がありますが、今後も、東京商工会議所 荒川支部、北支部により実施されてきた事業や、

(後頁へ続く)

(答弁案)

教育長答弁

子ども未来部子ども未来課

坂口 勝也

公 明

個 人

六

(前頁から続く)

国の動向、他自治体における

結婚支援策等の実施状況・効果を検証しながら、

北区として可能な取り組みを推進して、

若者の結婚を総合的に支援してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 北区の将来に向けて

(一) 将来人口構成と対策

エ 若者単身世帯のコミュニティ施策について

【要旨】

若者単身世帯においても、社会的孤立が高まる傾向が指摘されている。

きずなやネットワークづくりとして、例えば三十路式を開催するなど、区でもコミュニティ形成のための施策を検討すべきだと考えるが、如何か。

坂口 勝也

公 明

個 人

六

二一(一)エ

次に、若者単身世帯のコミュニティ形成のための施策を検討すべき、とのご質問にお答えします。

近い将来に北区を担う若者世代が、
単身か否かを問わず、地域で交流し、
きずなを継承していくことは重要なことと
認識しております。

若年層のつながりは、これまでスポーツや
文化・生涯学習を含め、さまざまな活動を通じて
育まれてきたものと捉えておりますが、
孤立しがちな現在の若者世代のライフスタイルや
価値観にあったつながりの創出については、
他都市の例なども参考に
今後、研究してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 北区の将来に向けて

(一) 将来人口構成と対策

才 単身世帯の増加に伴う施策の検討について

【要旨】

単身世帯は、失業や病気、介護の問題等について
 二人以上世帯よりリスクが高く、社会的に孤立するリ
 スクもあり、今後社会として対策が重要と考えるが、
 区としても団塊の世代が、七十五歳以上となる二千二
 十五年を見据え、少子高齢化対策とともに、単身世帯
 増加に伴う施策について議論する検討会を立ち上げる
 べきと考えるが、いかがか。

坂口 勝也	公明	個人	六
-------	----	----	---

二(一) 才

次に単身世帯の増加に伴う施策の検討についてです。家族類型の変化が、社会に与える影響は大きく、単身世帯、中でも高齢者の単身世帯の増加は、介護需要の高まり、社会的に孤立する人の増加など様々な課題があると認識しています。

こうした課題を踏まえた施策の展開は重要であり、これまでも、基本計画や中期計画
また、各分野の計画策定の際には、
現状把握のための調査や将来予測、
対象となる方々の生活状況やニーズを踏まえ、
課題を抽出し、施策の立案等に
取り組んでまいりました。

今後もこうした取組みを着実に行うとともに、
二千二十五年も見据え、必要に応じて検討の場を設け、
情報や課題の共有に努めてまいります。

【後頁へ続く】

坂口 勝也	公明	個人	六
-------	----	----	---

【前頁から続く】

あわせて、各種計画策定等の際に

基礎資料の一つとなる「北区人口推計調査報告書」に、
家族類型の項目を追加することを検討してまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二北区の将来にむけて

(二) 高齢者が安心して暮らせる北区を

ア 一人暮らし高齢者等の見守りの現状について

【要旨】

二十九年三月に出された高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のアンケート調査結果報告書によれば、ポイントとして以下の点が報告されている。

- ① 一人暮らし高齢者、認知症高齢者が増加傾向
- ② 高齢者の孤立の問題
- ③ 在宅で介護する家族の負担
- ④ 介護人材の確保の問題

区では地域見守り支えあい事業として、高齢者あんしんセンターを核として民生児童委員・町会自治会等の関係機関が連携し、見守りを行っているが、今年度整備される避難行動要支援者名簿の見守り活動への活用とあわせ、見守りの現状について問う

坂口勝也	公明	個人	六
------	----	----	---

二(二)ア

次に、高齢者が安心して暮らせる北区についてです。
はじめに一人暮らし高齢者等の見守りの
現状についてです。

高齢者あんしんセンターの

見守りコーデイネーターを中心に、

民生委員による定期訪問、声かけサービス、

町会自治会の見守り活動、

「おたがいさまネットワーク協力団体」による

ゆるやかな見守りなど、

さまざまな見守り活動を重層的に行い、

関係機関との連携充実につとめています。

また、避難行動要支援者名簿の、

見守り活動への活用については、

地域の実情に合わせた活用ができるよう、

高齢者あんしんセンターや町会自治会、

民生児童委員とともに、検討を進めてまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 北区の将来に向けて

(二) 高齢者が安心して暮らせる北区を

イ 認知症について

【要旨】

認知症は早期に発見することが、認知症の予防治療効果、遅延効果が高いとされているが、区に於いても軽度認知障害のスクリーニングテストを導入し、認知症予防事業につなげるべきであるがいかがか。

また、新たな徘徊対策として、伝言板サイトを利用した見守りシールや事前に登録された靴に貼るシートなど導入してはいかがか。区の見解を問う。

【参考資料】

【軽度認知症のスクリーニングテスト】

PCやタッチパネルを活用して、認知症についての質問や簡単なゲームなど行う方法や、質問紙を活用する方法がある。北区では、東京都の「気づきのチェックシート」を利用している。

【徘徊高齢者見守りシール配布事業】

埼玉県鶴ヶ島市役所で、平成二十九年七月から実施。

徘徊行動のある高齢者にQRコードが印刷された見守りシールを配布し、衣類や持ち物にはり、行方不明になった際、発見者がスマートフォンでQRコードを読み取り、表示された伝言サイトから発見場所などを入力すると、保護者（介護者）あてにメールが自動送信される事業である。

坂口 勝也	公 明	個人	六
-------	-----	----	---

二(二)イ

次に、認知症についてです。

認知症の早期発見については、区としても重要な課題であると認識しております。

そこで、東京都が作成した

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を
認知症あんしんなびに掲載し、

高齢者やご家族が確認できるようにするとともに、
認知症サポーター養成講座、
高齢者あんしんセンターの地域活動などにおいても、
その活用を図っています。

また、きたく介護あんしんフェアでは、
パソコン上で認知症スクリーニングテストを、
体験する機会を設けています。

(後頁へ続く)

坂口 勝也	公 明	個人	六
-------	-----	----	---

(前頁から続く)

それらの中で、高齢者やご家族が、
気づきや心配がある場合には、認知症カフェやサロン、
おたっしや教室等の介護予防事業を紹介するなど、
重層的な取り組みを行っており、
引き続き、これらの事業を通じて、
認知症状の改善や進行を遅らせることに
つなげることができるよう努めてまいります
なお、徘徊対策にかかるご提案につきましては、
他自治体の取り組み事例等を、
更に研究してまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二北区の将来にむけて

(二) 高齢者が安心して暮らせる北区を

ウ 成年後見制度利用促進基本計画について

【要旨】

国は成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、市区町村に対して、成年後見制度の利用促進に関する基本計画や審議会の設置に努めるよう求めている。

また、福祉関係者と後見人等による見守りチームの体制整備、専門職団体の協力体制による協議会、全体のコーディネートを行う中核機関の設置などの仕組みを整備するよう求めているが、区の見解を問う。

坂口勝也

公明

個人

六

二(二)ウ

次に、成年後見制度利用促進基本計画についてです。成年後見制度の利用促進にかんする施策についての基本的な計画策定は、

区市町村の努力義務とされました。

北区といたしましては、他自治体の検討状況も参考にしながら、今年度改定予定の地域保健福祉計画の策定委員会の中で、検討してまいります。

また、成年後見制度の利用促進にかんする実務は、北区社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしん北」が担っていることから、見守りチームの体制整備や協議会・中核機関の設置については、北区社会福祉協議会と十分連携し、検討してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 北区の将来に向けて

(一) 高齢者が安心して暮らせる北区を

エ 在宅で介護されている家族の負担軽減について

【要旨】

区では、認知症カフェや介護者懇談会、介護者リフレッシュ事業等実施しているが、先の報告書（北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査結果報告書）では、介護者について負担や悩みを感じているは七十%あり、更なる介護者の負担軽減策が必要と考えるが、アウトリーチ型の介護者負担軽減事業を拡充できないか、区の見解を問う。

坂口 勝也

公 明

個人

六

二(二)エ

次に、在宅で介護されている家族の負担の軽減についてです。

区としても、介護者の介護軽減を図ることは必要であると認識しており、現在、こころの相談室や介護者リフレッシュ事業、認知症カフェや家族介護者教室などを実施しておりますが、いずれも来所型の事業となっているため、昨年度から認知症初期集中支援チームによる、訪問型の負担軽減事業にも取り組み始めたところです。区といたしましては、今後も、介護者の負担軽減を図るべく、訪問型の介護者負担軽減事業のさらなる拡充に向け、先進事例を研究してまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二北区の将来にむけて

(二) 高齢者が安心して暮らせる北区を

才 介護ロボット導入促進について

【要旨】

介護人材の確保が課題となる中で、練馬区では、介護施設に腰への負担を軽減するサポートウェアの配布を始めた。北区でも実現できないか。また、介護ロボット導入を促進すべきと考えるが、現状を伺う。

坂口勝也	公明	個人	六
------	----	----	---

二(二)才

次に、介護ロボット導入促進についてです。

介護人材の確保・定着は、重要な課題であると認識しております。

そのための施策として、介護ロボット導入促進は、有効な手段と考えており、

北区でも昨年度、国庫支出金を活用して

区内の高齢者施設七か所において、

介護ロボットを導入いたしました。

今後も他自治体も含めた

介護ロボット等の導入効果や

導入後の評価検証等を行いながら、国や東京都へ、

介護人材の確保・定着に資する施策の実施を

求めています。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

二 北区の将来に向けて

(二) 高齢者が安心して暮らせる北区を
力、多剤通知について実施すべき

【要旨】

厚労省では多剤処方の弊害について検討をはじめた。二つ以上の慢性疾患を抱える高齢者には、平均6種類以上の薬が処方され、処方薬が6種類以上になると有害事象の発生増加の関連がいられている。

東近江市では国保や後期高齢医療に加入する一部の高齢者に処方薬のリストを送る試みを始め、医師や薬剤師に薬の内容を照会することを推奨し、飲み合わせが悪い薬の服用防止や医療費の削減もできるとしている。

区に於いても多剤通知について実施すべきと考えるが、いかがか。

坂口 勝也	公 明	個 人	六
-------	-----	-----	---

二(二)カ

次に、国民健康保険における多剤通知についての
ご質問にお答えします。

処方薬の重複や過剰処方については

薬局での処方の際に正しくお薬手帳を提示し
薬剤師と対面して相談・指導を受ける、
お薬手帳の制度が、

非常に有効な対策と期待されています。

北区の国民健康保険としては、

その普及や正しい活用方法のご案内に努めています。

ご提案の多剤通知については、

他の自治体での有効性に加え、

医療費通知や後発医薬品推奨通知など、

これまで実施している通知による効果も

検証しながら研究してまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

二 北区の将来に向けて

(二) 高齢者が安心して暮らせる北区を

キ 新たな住宅セーフティネット制度で高齢者等の住宅確保に取り組むべき

【要旨】

高齢者等、住宅確保要配慮者に対する空き家を活用した新たな「住宅セーフティネット制度」が本年十月二十五日に施行される。区においても高齢者等の住宅確保について、この制度を活用し積極的に取り組むべきと考えるが、いかがか。

坂口 勝也

公明

個人

六

二(二)キ

次に、新たな住宅セーフティネット制度で高齢者等の住宅確保に取り組むべき
とのご質問にお答えします。

新たに創設される住宅セーフティネット制度では、
空き家の活用やNPOの参画による入居相談、
住宅確保要配慮者の
入居を拒まない住宅の登録制度など、
施策が拡充されております。

区といたしましては、
住宅確保要配慮者にとって、
安心して暮らせる住宅の確保を推進する
有効な取り組みであると考えていますので、
具体的な国の支援策や
先行自治体等の情報収集に努め、
制度活用について、調査研究してまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

整備用地の確保に努め、(質問の事項及び要旨)

三 福祉施策のさらなる推進を

(一) 障害者施策について

ア 改正障害者総合支援法では、重度訪問介護について医療機関の入院時も一定の支援を可能とするとあるが、区の現状について問う。

あわせて六十五歳に至るまで長期間障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者について、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減するとあるが、区の見解を問う。

坂口勝也

公 明

個 人

六

三(一)ア

次に、重度訪問介護の現状と

介護保険サービスの利用者負担を軽減する

新たな障害福祉サービスについてお答えします。

はじめに、重度訪問介護についてです。

現在、区内で四十四名の方が

重度訪問介護を利用していますが、

この中には、自分ではナースコールができない方や

発語が困難で、目の動きと文字盤による

コミュニケーションをとる必要がある方など

入院生活を続けるために

重度訪問介護を必要とされる方がいます。

区では、重度訪問介護利用者を

適切な医療につなげるため、

医療機関の承諾を前提として

病院内での重度訪問介護を実施しています。

(後頁へ続く)

坂 口 勝 也

公 明

個 人

六

(前頁から続く)

次に、介護保険サービスの利用者負担を軽減する新たな障害福祉サービスについてです。

この新制度は、高齢障害者の負担軽減策として期待されるところですが、対象要件などの詳細については、今後、政令により示される予定です。

逐次、情報の収集に努めるとともに障害サービス利用者、サービス提供事業者及び関係機関に対し、情報提供に努めるなど適切に対応してまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

三 福祉施策のさらなる推進を

(一) 障害者施策について

イ 障害者の就労について、就労移行支援事業所の就労移行率と課題、在宅での就労移行支援の現状について問う。

あわせて、障害福祉サービスの共同受注窓口の設置状況ならびに優先調達推進法の区の実績と調達方針策定状況について問う。

坂口勝也

公 明

個 人

六

三(一)イ

次に、障害者の就労移行支援と

共同受注窓口の設置状況、優先調達実績ならびに

調達方針の策定状況についてお答えします。

はじめに就労移行支援についてです。

平成二十八年度の区内八か所の

就労移行支援事業所の利用者、九十七人に対し、

就職者は三十六人で

就労移行率は、三十七・一パーセントとなっています。

就労移行支援事業所は、

二年間を期限に、一般就労を目指しますが、

就職できずに、就労継続支援事業所に

移行する利用者が多いことと、

就職ができて、その後の職場定着支援や

生活支援が課題になっています。

(後頁へ続く)

坂口勝也

公明

個人

六

(前頁から続く)

在宅での就労支援は、

就労支援センター北が役割を担っていますが、

昨年一年間の在宅での就職者は、

知的障害者が二十人、

精神障害者が三十二人となっています。

次に共同受注窓口の設置状況ならびに

優先調達推進方針と調達実績についてです。

共同受注窓口につきましては、

区内の十三の就労継続支援B型事業所を中心に

「お仕事キタねっと」として設置されています。

また、優先調達推進方針は、

平成二十五年度より

前年度の調達実績を上回ることを目標に

策定しています。

(後頁へ続く)

坂口勝也	公明	個人	六
------	----	----	---

(前頁から続く)

この間、障害者就労施設等からの
物品の購入や公共施設の清掃委託等を通じ、
昨年度は、一千四百万円余を調達するなど
平成二十五年度から全ての年度において
目標を達成しています。

今後も障害者就労施設等で就労する障害者の
自立を促進するため、優先調達に努めてまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

三 福祉施策のさらなる推進を

(一) 障害者施策について

ウ 視覚障害者の通勤時のヘルパー利用について、
 現行の同行援護では、余暇活動等でしか利用できないが、他区では地域生活支援事業の移動支援として一定の要件のもとで、通勤時の利用を認めている区もある。区においても実施できないか。

また、新宿区では利用の際、代読・代筆サービスも利用できるが、あわせて区の見解を問う。

坂口勝也

公 明

個 人

六

三(一)ウ

次に、視覚障害者の通勤時のヘルパー利用についてです。

現在、通勤時の同行援護の利用と

移動支援との併給は認められておりません。

一方、地域の特性や本人の実情に応じ、区が独自に実施する

地域生活支援事業の移動支援では、

訓練目的ではありませんが、

一定の要件のもとに

通勤時の支援が実施されています。

通勤時の移動支援の利用につきましては、

今後の検討課題とさせていただきます。

なお、代読および代筆サービスにつきましては、移動に必要な情報の提供として

同行援護のサービスの中で実施しています。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

三 福祉施策のさらなる推進を

(一) 障害者施策について

エ 在宅の精神障害者には、通所や通院による支援が受けづらい状態にある方々もいるが、その支援として多職種チームによるアウトリーチ型訪問支援を実施している自治体もある。区においても体制づくりに取り組むべきと考えるが、いかがか。

また、精神障害者についても、福祉タクシートの助成を行うべきと考えるが、区の見解を問う。

坂口勝也

公 明

個 人

六

三(一)エ

次に、アウトリーチ型の訪問支援体制づくりと福祉タクシー券の助成についてです。

区では、未治療や医療中断等のため、生活に困難が生じている精神障害者に対し、地域社会への定着を図るため、都立精神保健福祉センターが実施しているアウトリーチ支援事業を有効活用しています。

センターの医師、臨床心理士と区の地区担当保健師がチームを組み、対応困難な精神障害者の支援を実施しています。

さらに、各健康支援センターで担っている精神保健相談では、医師による訪問相談も行っており、今後も東京都との連携も含め、訪問支援体制の強化に努めてまいります。

(後頁へ続く)

坂口勝也	公 明	個 人	六
------	-----	-----	---

(前頁から続く)

また、福祉タクシー券の助成につきましては、精神障害者の中には、パニック障害や聴覚過敏により電車やバス等の公共機関の利用が困難な場合があること等を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

三 福祉施策のさらなる推進を

(一) 障害者施策について

オ スポーツ施設等の利用について、北区では、高齢者の減免はあるが、障害者の減免はない。他区の多くが障害者の減免制度を採用しており、障害者差別解消法の合理的配慮の観点からも、北区でも制度を導入すべきと考えるがいかがか。

坂口勝也

公 明

個 人

六

三(一)オ

次に、区のスポーツ施設等の利用における障害者の減免利用についてです。

区では、プールや体育館等の施設を

六十五歳以上の高齢者が利用する場合には、

一般料金の五割を減額していますが、

障害者の利用については、

施設のバリアフリー化などの課題もあるため、

現時点では、減免制度の導入は行っていません。

一方、「障害者差別解消法」などの施行により、

障害者の社会参加の機会の確保など、区には、

これまで以上に適切な対応が求められているとともに、

三年後に迫った、東京オリピック・パラリンピック

の開催を見据え、障害者のスポーツへの関心や

参加意欲を高めるための取組みを推進することは、

区にとっても重要な課題であると認識しています。

【後頁へ続く】

坂口勝也

公 明

個 人

六

【前頁から続く】

区では、平成二十七年度以降、運動施設のバリアフリー化工事を進めてきており、本年度も、北運動場や赤羽スポーツの森公園競技場のバリアフリー化工事に取り組み、年度内には、障害者の方がより利用しやすい環境改善が図られる見込みとなっています。

また、ご指摘いただいたように、既に、多くの区が、スポーツ施設の利用における、障害者の減免制度を導入していることもあり、現在、三年に一度の使用料改定の検討を進める中で、障害者の減免利用についても、検討を行っています。なお、検討結果につきましては、本定例会の所管委員会でご報告いたします。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

三 福祉施策のさらなる推進を

(一) 障害者施策について

力 親亡き後も安心して区内に住めるよう、引き続き、公営住宅の改築時や学校跡地等に障害者グループホーム等の入所施設の設置を求めるが、区の見解を問う。

坂口勝也	公 明	個 人	六
------	-----	-----	---

三(一)カ

次に、グループホーム等の設置についてです。

障害者が地域社会の一員として

自立して生活していくためには、

生活基盤の確保が不可欠です。

区では、これまで北区基本計画の中で、

障害者グループホームの整備を掲げ、

障害者が、住み慣れた地域で

安心して生活できる場を確保するため、

公有地等を活用した施設整備に取り組んできました。

今後も、公共施設の改築などの機会を捉え

整備用地の確保に努めるとともに

北区基本計画および障害者計画に基づき、

積極的に障害者グループホームの整備を

推進してまいります。

坂口勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

三 福祉施策のさらなる推進を

(二)生活保護について

ア 生活保護受給者の生活習慣病の改善等

【要旨】

生活保護受給者の生活習慣病については、四割の方の健康状態が良くないとのこと。

区として、レセプト等を活用した健康管理や

重複受診、頻回受診の適正化のさらなる推進を図るべき。

また、後発医薬品の状況と計画についてはどうか。

坂口勝也

公明

個人

六

三(二)ア

次に、生活保護受給者の生活習慣病についての健康管理等についてお答えします。

重複受診、頻回受診の適正化については平成二十五年度から医療扶助適正化業務委託により実施しています。

来年度からは、レセプト情報を活用した生活習慣病の重症化予防を委託に追加することを検討しており、さらなる医療扶助の適正化を進めたいと考えています。

後発医薬品については国が目標とする使用率七十五パーセントに対して、北区では現在、約六十八パーセントとなっています。今後、働きかけの対象者を増やすなどして後発医薬品の使用促進に取り組んでまいります。

坂口 勝也

公明

個人

六

(質問の事項及び要旨)

三 福祉施策のさらなる推進を

(二) 生活保護について

イ、生活保護受給世帯の高校生について

(ア) 高校生のアルバイト収入申告の理解促進について

(イ) 高校生が大学等へ進学する場合の世帯分離の取扱いについて

【要旨】

生活保護受給世帯の高校生のアルバイト収入は、申告がないと不正受給となるが、保護受給世帯への理解促進の現状と対策は。

また、子どもが大学等へ進学する場合は、世帯分離の取扱いとなるが、区の状況は。

さらに、国に対して、世帯分離の取扱いの見直しを要望すべきと考えるが、区の考えは。

坂口 勝也

公 明

個 人

六

三(二)イ(ア)(イ)

次に、生活保護受給世帯の高校生についての
ご質問にお答えします。

はじめに、生活保護受給世帯の高校生の
アルバイト収入申告の理解促進についてです。

アルバイト収入の申告義務については、
生活保護開始時や訪問の際に、
ケースワーカーから世帯主に説明を行っております。

また、アルバイト収入から
学習塾費用等に充てた額を、
生活保護費算定の際の収入認定額から
除外する取扱いについても、
あわせて説明を行っております。

次に、生活保護受給世帯の高校生が
大学等へ進学する場合の世帯分離の取扱い
についてです。

(後頁へ続く)

坂口 勝也

公 明

個 人

と

(前頁から続く)

北区では、平成二十九年三月時点における、

生活保護受給世帯の高校三年生・四十二名のうち、

十一名が大学等への進学により、

世帯分離となっております。

現在、国において、世帯分離の取扱いを含め、

生活保護世帯の大学等への進学支援にかんして

検討されておりますので、

今後の動向を注視してまいります。